

○国立大学法人横浜国立大学構内交通規制実施要項

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 434 号)

改正 平成 18 年 6 月 19 日規則第 86 号 平成 22 年 3 月 11 日規則第 29 号
平成 23 年 3 月 31 日規則第 76 号 平成 24 年 3 月 21 日規則第 72 号
平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号 平成 28 年 3 月 30 日規則第 38 号
平成 30 年 3 月 6 日規則第 11 号

第 1 趣旨

この要項は、国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)の構内(常盤台地区以外の地区構内を除く。以下同じ。)の交通安全と教育・研究環境を保持するため、構内における自動車及び 2 輪車の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)に定める自動車(自動 2 輪車を除く。以下同じ。)をいう。
- (2) 「2 輪車」とは、法に定める自動 2 輪車及び原動機付自転車をいう。

第 3 入構時間

自動車及び 2 輪車の本学への出入構可能時間は、次のとおりとする。ただし、緊急事態が発生した場合又は学長が必要と認める場合は、この限りでない。

区分	平日(土曜日を含む)	日曜日及び休日	備考
正門	6 時から翌日の 1 時まで		
西門駐輪場口	6 時から 22 時 30 分まで	6 時から 17 時まで	ただし、2 輪車のみとする。
南通用門駐輪場口		閉鎖	
南門駐輪場口			
北門駐輪場口			

第 4 自動車による入構規制

本学に自動車が入構する場合は、入構許可証、構内通行証、臨時入構許可証又は臨時構内通行証とともに入構登録カード(以下「入構許可証等」という。)の交付を受けなければならない。この場合の入構方法及び手続きについては別に定めるところによる。ただし、路線バス、タクシー、郵便自動車、消防自動車、救急自動車等の入構は、この限りでない。

第 5 2 輪車の入構制限及び構内通行の禁止

2 輪車(公用 2 輪車等を除く。)の構内通行及び入構を禁止する。ただし、所定の方法により、指定された 2 輪車専用駐輪場への出入構については、この限りでない。

第6 入構許可証の交付

第4に定める入構許可証は、次の表に定めるところにより交付する。

区分	交付基準	申請方法	交付担当部局
教職員(非常勤職員を含む。以下同じ。)	1 自動車による通勤方法が通勤届により認められた者 2 その他大学が必要と認める者	別に定める入構許可証交付申請書により行う。	当該部局の総務担当係
学生・研究生等(以下「学生等」という。)	1 身体に障がいがある等で自動車による通学が必要とする者 2 その他部局長が必要と認める者		所属部局の学務担当係

第7 構内通行証の交付

第4に定める構内通行証は、次の表に定めるところにより交付する。

区分	交付基準	申請方法	交付場所
学外者	本学構内へ所用のため一定期間、自動車が入構する者	別に定める構内通行証交付申請書により行う。	施設部学務部

第8 入構許可証及び構内通行証の有効期限

第4に定める入構許可証及び構内通行証の有効期限は、1年、6ヶ月又は3ヶ月とし、使用開始の日の属する月の1日からとする。

第9 臨時入構許可証及び臨時構内通行証の交付

第4に定める臨時入構許可証及び臨時構内通行証は、次の表の定めるところにより交付し、その取扱いについては別に定める。

区分	交付基準	申請方法	交付場所
教職員・学生等	1 本学の教職員で所用のため、短期間臨時に自動車が入構する者	別に定める臨時入構許可証交付申請書により行う。	当該部局の総務担当係
	2 本学の学生で実験研究等のため、短期間臨時に自動車が入構する者		所属部局の学務担当係
	3 本学の学生で課外活動等のため、短期間臨時に自動車が入構する者		学務部
学外者	本学構内において短期間の用務等のため臨時に自動車が入構する者	別に定める臨時構内通行証交付申請書により行う。	施設部学務部

第10 入構許可証等の表示

交付を受けた入構許可書等は、運転席前面の容易に識別できる位置に表示するものとする。

第 11 入構許可証等の貸与等の禁止

入構許可証等の交付を受けた者は、これを他人に貸与又は譲渡してはならない。

第 12 入構許可証等の返還

入構許可証等は、第 8 に定める有効期限が過ぎた場合並びに第 6、第 7 及び第 9 の交付申請の事由が消滅した際は、申請部局等を経由し、原則として返還するものとする。

第 13 遵守事項

自動車及び 2 輪車で本学構内に出入構する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 出入構の際は、必ず自動開閉ゲート前で一時停止し、ゲートの開放を確認の上、出入構すること。
- (2) 構内を通行するときは、歩行者を優先し、その安全を図ること。
- (3) 自動車及び 2 輪車で通行する者は、構内道路標識及び道路標示に従うこと。
- (4) 構内の最高速度は、時速 20km とすること。
- (5) 駐車は、本学各部局において指定する駐車スペース以外に行わないこと。
- (6) 運転免許証は、必ず携帯すること。
- (7) 緊急事態その他学長が必要と認める臨時の規制を実施する場合は、これに従うこと。
- (8) 構内交通規制に関する業務に携わるものの指示に従うこと。
- (9) その他本学が必要と認める事項

第 14 違反者に対する措置

この要項に定める事項に違反した者については、入構許可証等の取り消し等の措置をとることができる。

第 15 道路交通法との関係

この要項に定めるもののほか、構内における自動車及び 2 輪車の運行方法及び事故処理等については、法の規定を準用する。

第 16 雑則

この要項に定めるもののほか、構内交通規制の実施に関し必要な事項は、施設部会の議を経て、別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 19 日規則第 86 号)

この要項は、平成 18 年 6 月 19 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 11 日規則第 29 号)

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 76 号)

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日規則第 72 号)

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号)

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日規則第 38 号)

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 6 日規則第 11 号)

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1-1 削除

別紙様式第 1-2 削除

別紙様式第 2 削除

別紙様式第 3-1 削除

別紙様式第 3-2 削除

別紙様式第 4 削除

別紙様式第 5 削除